

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第1期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、役員会に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成19年6月5日

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学

監 事 倉田紘文 (印)

監 事 河野光雄 (印)